

(教育委員会発) 学校安心メール文

<件名>

市立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業及び分散登校の実施について

<本文>

保護者 様

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応として、本市の感染状況や4月1日(水)の文部科学省通知、専門家の意見等を踏まえ、感染拡大防止及び児童生徒の安全確保の観点から、市立学校(特別支援学校を除く)の臨時休業を、以下のとおり実施いたします。

また、臨時休業期間中には登校日を設け、分散登校を実施します。分散登校につきましては学校を三分割にして行い、午前中に授業を実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況等に応じて変更することがあります。

1 臨時休業の期間について

4月9日(木)から5月6日(水)まで

ただし、浦和高等学校、大宮北高等学校、大宮国際中等教育学校は4月8日(水)から5月6日(水)まで

2 分散登校の実施期間について

4月10日(金)から5月6日(水)まで

3 分散登校の設定日について

児童生徒は3日に1度程度、合計5日間登校します。

詳細については、各学校から別途御連絡します。

※ 特別支援学級の授業日は、実情に合わせて設定します。

※ 特別支援学校については、通常どおり行います。

※ 小学校・中学校・中等教育学校については、給食は実施しません。

※ 高等・中等教育学校、浦和中学校については、公共交通機関を通学等に利用している生徒もいるため、時差通学も可能とします。

※ 部活動は、中止とします。

4 分散登校における留意点

登校前に健康観察と検温を行い、37.5度以上の発熱や咳などの風邪様症状がある場合は、出席させず、家庭で休養とします。

また、登校前日夜に37.5度以上の発熱があった場合は、当日朝の体温が37.5度未満であっても出席を控えていただきます。

なお、登校の際は、児童生徒はマスク着用とします。

5 臨時休業期間中の児童生徒の預かりについて

小学校の児童及び中学校特別支援学級に在籍する生徒のうち、児童生徒が自宅等で過ごすことが適切でないと考えられる場合は、在籍する学校施設で受け入れます。

<問い合わせ先>

さいたま市教育委員会

指導1課 829-1661

特別支援教育室 829-1667

高校教育課 829-1671

健康教育課 829-1678